

Q1：応募要領 P4 4 (2) イ 実力書作成時の留意点について

②「事業者の会社概要（事業内容等）、～を記載すること。」、④「その他特筆すべき内容～を記載すること。」と有りますが、様式2の実力書において、当該項目を記載する箇所がありません。任意の様式で作成するという理解でよろしいでしょうか。

A1：任意の様式で作成していただいてもかまいません。枚数の制限はないものとします。

Q2：応募要領 P4 4 参加表明書、実力書及び企画提案書の提出について

様式3及び様式6は、参加表明書提出後に送付いただけるという理解でよろしいでしょうか。

A2：参加表明書を窓口で提出される場合は、その場でアルファベットが記載された様式3及び様式6を直接お渡しします。郵送によって提出される場合は、アルファベットが記載された様式3及び様式6を送付いたします。

Q3：応募要領 P5 5 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションの発表時間及び質疑応答時間をご教示下さい。また、プレゼンテーションに出席可能な人数をご教示下さい。

A3：プレゼンテーションの発表時間及び質疑応答時間については、合わせて30分以内を想定しております。また、プレゼンテーションへの出席人数については、様式4に記載する管理技術者及び担当技術者のみ出席を認めます。なお、詳しい実施時間については応募要領に記載の通り、1次評価結果通知時に連絡いたします。

Q4：応募要領 P6 6 評価基準について

実力書の評価事項に「業務遂行体制」と有りますが、様式2の実力書において、当該項目を記載する箇所がありません。任意の様式で作成するという理解でよろしいでしょうか。

A4：任意の様式で作成する必要はなく、様式4の管理技術者の経歴等、担当技術者の経歴等で評価させていただきます。

Q5：仕様書 P2 4 (8) 関係機関協議資料等の作成について

関係機関の詳細をご教示下さい。また、開催回数・時期について、貴市のお考えがあればご教示下さい。

A5：現段階では国、県、地元経済団体等を想定しています。

Q6：応募要領、P3、(2) ア提出書類等について

副本は様式3を表紙とすると規定されておりますが、様式3は公表されていないことから、様式2を用いて、提出者において作成するとの理解で良いでしょうか。

A6：A2参照。

Q7：応募要領、P4、イ 実力書作成時の留意点、(イ) 記載項目について

記載項目として、①から④が規定されておりますが、様式4を拝見すると、①の「制作年度」と③の「主要実績や賞歴など」を記載する欄がありません。実力書に記載する内容は、公表されている様式4に沿って記載し、「制作年度」と「主要実績や賞歴など」は記載する必要はないとの理解で間違いないでしょうか。

A7：①「制作年度」及び③「主要実績や賞歴など」については(様式4)参加表明者の同種又は類似の業務実績の技術的特徴の欄に記載してください。

Q8：応募要領、P4、イ 実力書作成時の留意点、(イ) 記載項目について

記載項目のうち、②の「事業者の会社概要(事業内容等)、その他会社PRなどのアピールポイント」と、④の「その他特筆すべき事項」を記載する様式が公表されております。様式は任意で、枚数の制限はない、との理解で間違いないでしょうか。

A8：A1参照。

Q9：応募要領 P5 5 ウ出席者、及び(様式4)「参加表明者の同種又は類似の業務実績」における備考欄の2行目、配置技術者とは担当技術者で良いでしょうか。

A9：配置技術者は担当技術者に置き換えてください。

Q10：仕様書「2 業務の目的」の2段落1行目では「本業務は、上記基本計画に基づき整備する本市道の駅の設計・建設・維持管理・運営について、」と表記しているが、応募要領「1 企画提案者選考の概要」(1) 実施の理由の3段落1行目では「設計」が含まれていないのはなぜか。

A10：応募要領「1 企画提案者選考の概要」(1) 実施の理由の3段落1行目に「設計」を追記し、「本業務の受託者を決定するにあたり、本市の道の駅の設計・建設・維持管理・運営について民間活力の活用により低廉で良質な公共サービスが提供できる手法等の導入可能性を総合的に調査・検討など、多岐に渡り高い技術や能力を有する事業者を選考するため、企画提案者選考方式により、受託候補者を選定するものである。」と置き換えてください。